目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。) この書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆる クーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、 当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部(前受金等)を お預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお 預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいた します(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。
- お取引に際し、お客様のご利用口座またはお取引窓口によって申込手数料等や注文の締切日等の取扱いが異なる場合がございます。詳しくはお取引窓口までお問い合わせください。

当ファンドの販売会社の概要

商号等 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第140号

本店所在地 〒450-6212 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

加入協会 日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会

資本金 60億円(平成22年3月31日現在)

主な事業 金融商品取引業

設立年月 平成20年10月8日

連絡先 お取引のある本支店

カスタマーサポートセンター 0120-746-104

トヨタFSダイヤル(トヨタFS口座専用) 0800-500-4300

※上記フリーコールがご利用いただけない場合 TEL058-267-1511 (通話料有料)

インデックスファンド225

追加型投信/国内/株式/インデックス型



商品分類			属性区分					
単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	対象 インデックス
追加型	国内	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	日本	ファミリー ファント	日経225

商品分類および属性区分の内容の詳細については、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条 の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する 目論見書(「請求目論見書」といいます。)は、委託会社の ホームページで閲覧・ダウンロードいただけます。

本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は、請求目論見書に掲載されております。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資 信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号) に基づき受益者の意向を確認いたします。

ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されております。

請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行うインデックスファンド225の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年8月22日に関東財務局長に提出しており、2011年8月23日にその効力が生じております。

委託会社: 三菱UF J 投信株式会社

(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額:6兆6,840億円 (資本金・運用純資産総額は2011年6月30日現在)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

(ファンドの財産の保管・管理等を行います。)

販売会社: 下記照会先でご確認ください。 (購入・換金の取扱い等を行います。)

< 照会先 >

ホームページアドレス

http://www.am.mufg.jp/

お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)



三菱UFJ投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、わが国の株式の指標である日経平均株価 (日経225)に連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

- 1 日経平均株価(日経225)(注)に連動する投資成果をめざします。
 - ・日経平均株価(日経225)をベンチマークとします。
 - (注)日経平均株価(日経225)とは、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、公表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたもので、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として、広く利用されています。日経225に関する知的財産権その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経225の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

「日経平均株価(日経225)」は、日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、 日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」自体および「日経平均株価(日経225)」を算定する手法に対して、著 作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価(日経225)」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、すべて日本経済新聞社に帰属しています。

当ファンドは、委託会社等の責任のもとで運用されるものであり、日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。

日本経済新聞社および日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均株価(日経225)」を継続的に公表する義務を負うものではな〈、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。

日本経済新聞社は、「日経平均株価(日経225)」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価(日経225)」の内容を 変える権利および公表を停止する権利を有しています。

- 2 「日経225マザーファンド」を通じて、原則として、日経平均株価(日経225)に採用されている 銘柄に等株数投資を行います。
- 3 原則として、株式の実質組入比率を高位に保ちます。
 - ・ただし、対象インデックスとの連動性を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質 投資比率を100%以上に引き上げる運用を行うことがあります。

<ファンドの仕組み>

運用は主に日経225マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



<主な投資制限>

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

<分配方針>

- ·年1回の決算時(5月22日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- ·分配金額は、委託会社が経費等を控除後の配当等収益等を中心に、基準価額水準、市況動向等を 勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、 これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。 したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の 下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

市場リスク

(価格変動リスク)

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、 計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを 共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの 基準価額に影響する場合があります。

リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署により リスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

運用実績

基準価額・純資産の推移(2001年06月29日~2011年06月30日)



分配の推移

2011 年 5月	0円
2010 年 5月	0円
2009 年 5月	0円
2008 年 5月	0円
2007 年 5月	0円
2006 年 5月	0円
設定来累計	535円

・分配金は1万口当たり、税引前

- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を再投資したものとして計算

主要な資産の状況(2011年06月30日現在)

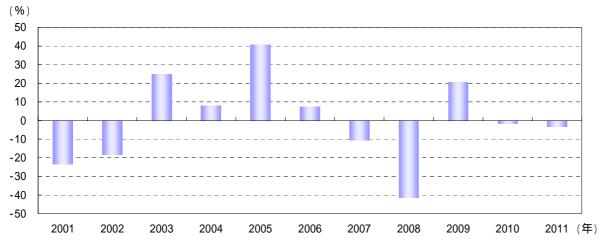
	組入上位業種	比率
1	電気機器	21.8%
2	情報·通信業	9.2%
3	小売業	7.7%
4	輸送用機器	7.0%
5	化学	6.5%
6	医薬品	6.3%
7	機械	5.3%
8	食料品	3.9%
9	精密機器	3.8%
10	卸売業	2.9%

	組入上位銘柄	業種	比率
1	ファナック	電気機器	5.4%
2	ファーストリテイリング	小売業	5.2%
3	ソフトバンク	情報·通信業	3.6%
4	京セラ	電気機器	3.3%
5	本田技研工業	輸送用機器	2.5%
6	KDDI	情報·通信業	2.3%
7	キヤノン	電気機器	2.3%
8	TDK	電気機器	1.8%
9	東京エレクトロン	電気機器	1.8%
10	テルモ	精密機器	1.7%

その他資産の状況	比率
株価指数先物取引 (買建)	1.9%

[・]各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五人)

年間収益率の推移



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2011年は6月30日までの収益率を表示
- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入 単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認〈ださい。
購入 価額	購入申込受付日の基準価額 ファンドの基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
購 入 代 金	販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお支払いください。
換金単位	1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位 販売会社の取扱いにより単位が異なります。 販売会社にご確認ください。
換 金 価 額	換金申込受付日の基準価額
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた購入・換金のお申込みを当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	2011年8月23日から2012年8月21日まで 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 なお、1億口または1億円以上の換金のお申込みについては正午までにお願いします。
購入·換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(1986年5月23日設定)
繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合 ・対象インデックスが改廃されたとき ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年5月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。
運用報告書	毎決算後および償還後に運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
課税関係	課税上、株式投資信託として取り扱われます。 原則として、益金不算入制度・配当控除の適用が可能です。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投	投資者が直接的に負担する費用				
	購入時手数料	購入価額×2.1%(税抜 2%)(上限) 販売会社にご確認ください。			
	信託財産留保額	類 ありません。			
投	投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年0.546%(税抜年0.52%)配分(委託会社)年0.231% (販売会社)年0.21% (受託会社)年0.105%			
	その他の費用・ 手 数 料	売買委託手数料等、監査費用等を信託財産からご負担いただきます。 これらの費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。			

運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度信託財産から支払われます。

購入時手数料、運用管理費用(信託報酬)およびその他の費用·手数料(国内において発生するものに限ります。)には消費税等相当額が含まれます。

投資者にご負担いただ〈手数料等の合計額は、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期		項目	税 金
分配	時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約	I)時 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

上記は、2011年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。 法人の場合は上記とは異なります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



三菱UFJ投信オフィシャルサイト http://www.am.mufg.jp/



三菱UFJ投信より 基準価額・分配金をメール配信 http://k.m-muam.jp/a/1/3

